

色彩について

色は、「色相」「明度」「彩度」の三つの属性に分けることができます。これを数字やアルファベットの記号で表示するのはマンセルシステムです。

●色相

赤、青、黄などの色味を指す。10の色名に分け、それぞれ頭文字で表す（例：GY=グリーンイエロー=黄緑）。さらにそれぞれの色を数字で10段階に分割し、数字と頭文字を組み合わせる。

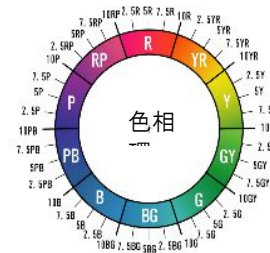
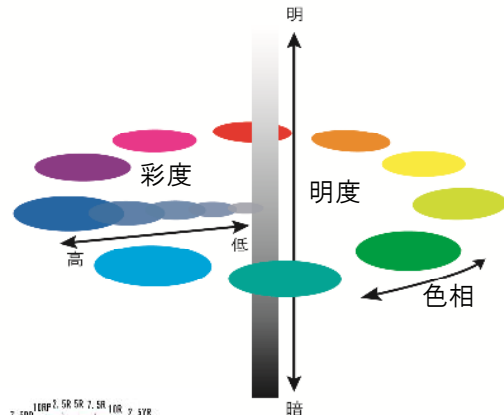
●明度

明るさ。1～10の段階で表示し、数字が大きいほど明るくなる（白に近づく）。

●彩度

あざやかさ。数字が大きいほどあざやかなので、色味が強い。白、灰色、黒（無彩色）には色味がないので、彩度もない。

【マンセル表色系のしくみ】



色相が7.5YR、明度が8、彩度が2の色は、このように表します。

7.5YR 8/2
色相 明度 彩度

▼基調色の範囲（マンセル記号表示）

<色相>				<色相>						
N	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
無彩色	赤	黄赤	黄	黄緑	緑	青緑	青	青紫	紫	赤紫

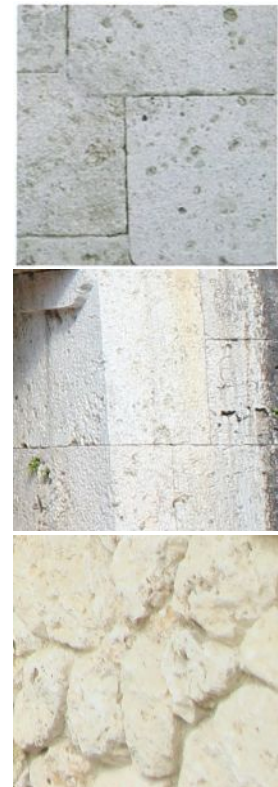
9	基調色 4									
8	基調色 1									
7.5	基調色 2									
7	基調色 3									

*なお、これは印刷色のため正確な色ではありません。実際に色を選択する際には、色票または塗料見本を参照してください。

*基調色1～5は、次項エリア別スタンダードに対応します。

<彩度>	0～2	0～3	0～2	0～1
------	-----	-----	-----	-----

- ・基調色1：7.5R～5Y／明度8以上／彩度2以下（但しYR系は彩度3以下）、N／明度8以上
- ・基調色2：7.5R～5Y／明度7.5以上／彩度2以下（但しYR系は彩度3以下）、N／明度7.5以上
- ・基調色3：7.5R～5Y／明度7以上／彩度2以下（但しYR系は彩度3以下）、N／明度7以上
- ・基調色4：その他の色相／明度9以上／彩度1以下
- ・基調色5：その他の色相／明度8以上／彩度1以下



基調色の中心になるコーラルホワイトのイメージ色

※これらの色は、印刷による色再現のため実際の色とは、異なります。正確な色は、色票または塗料見本でご確認ください。

別表（建築物及び工作物の外観における基調となる色：那覇市タウンカラースタンダードを基本とする）

- ① 低層住居エリア、住居エリア、都心住居エリア（壺屋重点地区を除く）、
 識名歴史エリア、大規模整備エリア、商業・観光エリア、国道58号沿道エリア、
 首里歴史エリア（首里金城重点地区及び龍潭通り重点地区を除く）

地域	建物規模	基調色	マンセル表色系			
			色相	明度	彩度	N
住居系地域 風致地区	中高層建築物 (4階建以上)	基調色2	色相	7.5R~5Y	YR系	N
			明度	7.5以上	7.5以上	7.5以上
			彩度	2以下	3以下	
	低層建築物 (3階建まで)	基調色2	色相	7.5R~5Y	YR系	N
			明度	7.5以上	7.5以上	7.5以上
			彩度	2以下	3以下	
	基調色5	色相	その他			
		明度	8以上			
		彩度	1以下			
商業系地域	中高層建築物 (4階建以上)	基調色2	色相	7.5R~5Y	YR系	N
			明度	7.5以上	7.5以上	7.5以上
			彩度	2以下	3以下	
	低層建築物 (3階建まで)	基調色2	色相	7.5R~5Y	YR系	N
			明度	7.5以上	7.5以上	7.5以上
			彩度	2以下	3以下	
	基調色5	色相	その他			
		明度	8以上			
		彩度	1以下			

1. 基調色とは、建築物及び工作物の外観において、最も大きな面積を占める色をいう。
2. この表において、住居系地域とは、都市計画法第8条第1項に基づく用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。
3. この表において、商業系地域とは、都市計画法第7条第3項の市街化調整区域、並びに都市計画法第8条第1項に基づく用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
4. 工作物において、高さ10mまでの部分は低層建築物、高さが10mを超える部分は中高層建築物とみなす。

② 首里金城重点地区、龍潭通り重点地区及び壺屋重点地区

地域	基調色	マンセル表色系			
		色相	2.5YR~5Y	YR系	N
首里金城重点地区	基調色3	色相	2.5YR~5Y	YR系	N
		明度	7以上	7以上	7以上
		彩度	2以下	3以下	
壺屋重点地区	基調色3	色相	2.5YR~5Y	YR系	N
		明度	7以上	7以上	7以上
		彩度	2以下	3以下	
龍潭通り重点地区	ベージュ系	色相	5YR~5Y		N
		アイボリー系			
	アイボリー系	明度	7.5以上		8以上
		彩度	2以下		

③ 沿岸エリア、流通・業務エリア、新規開発エリア

用途	基調色	マンセル表色系			
		色相	7.5R~5Y	YR系	N
レクリエーション系用途 及びその他の用途	基調色1	色相	7.5R~5Y	YR系	N
		明度	8以上	8以上	8以上
		彩度	2以下	3以下	
物流系用途	基調色1	色相	7.5R~5Y	YR系	N
		明度	8以上	8以上	8以上
		彩度	2以下	3以下	
	基調色5	色相	その他		
		明度	8以上		
		彩度	1以下		

1. この表において、レクリエーション系施設とは、ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ホテル及びこれらに類する施設をいう。

2. この表において、物流系施設とは、倉庫、物流センター及びこれらに類する施設をいう。

= 色彩基準 (変更命令対象) =

景 観 計 画 : p84
 ガイ ド ラ イ ン : -

- 景観法第 17 条第 1 項の規定に基づく同法第 8 条第 3 項第 2 号の規制または措置については、以下の事項を適用します。
- 景観計画に定められた行為の制限が守られないときは、景観法に基づく勧告や、建築物や工作物の形態意匠に限り、景観法に基づく変更命令を次の事項に関して出す場合があります。

- ・ 各重点地区において、当該地区基準に著しく適合しないもの
- ・ 建築物の外壁又は工作物の色彩は、景観形成基準に設定された色彩基準に適合しないもの
 ただし、次に掲げるもの又は部分については、この限りでない。

- 1) 航空法その他の法令の基準によるもの
- 2) 那覇市都市景観審議会又は那覇市都市デザインアドバイザーの意見を聴いた上で、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めるもの
- 3) 着色されていないコンクリート、金属、硝子、木材、琉球石灰岩などの材料によって仕上げられた部分
- 4) 景観形成基準に設定された色彩基準に適合する部分を除き、各壁面の見付面積の 30%以内の範囲で使用される色彩で、下記の別表中、各階において、「ア欄に掲げる部分」の面積と「イ欄に掲げる部分」の面積の和が、「ウ欄に掲げる割合」以内で着色された部分

別表

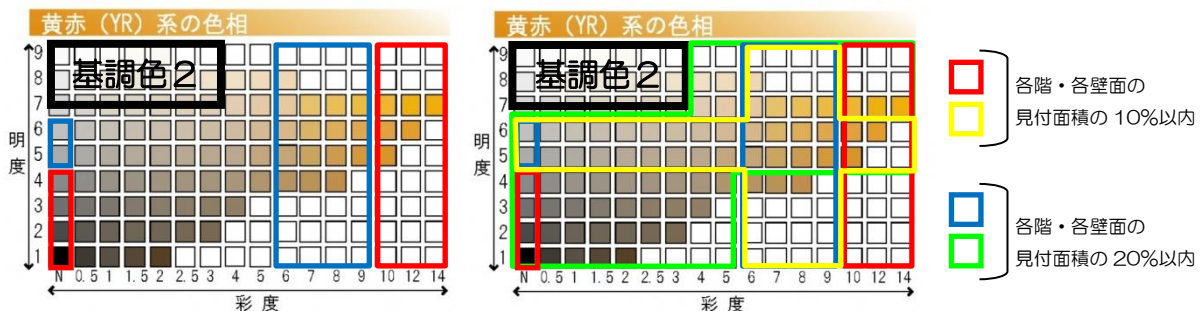
	ア	イ	ウ
(1)	全ての階において、 彩度 10 以上の部分 及び 明度 4 以下の無彩色の部分	3 階以上の階において、 彩度 6 以上かつ 10 未満の部分 及び 明度 4 超かつ 6 以下の部分	各階における各壁面の見付面積の 10% (住居系地域及び風致地区は 5%)
(2)	全ての階において、 彩度 6 以上かつ 10 未満の部分 及び 明度 4 超かつ 6 以下の無彩色の部分	3 階以上の階において、 彩度 6 未満の部分 及び 明度 4 超の部分	各階における各壁面の見付面積の 20% (住居系地域及び風致地区は 10%)

注 この表において、住居系地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に基づく用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。

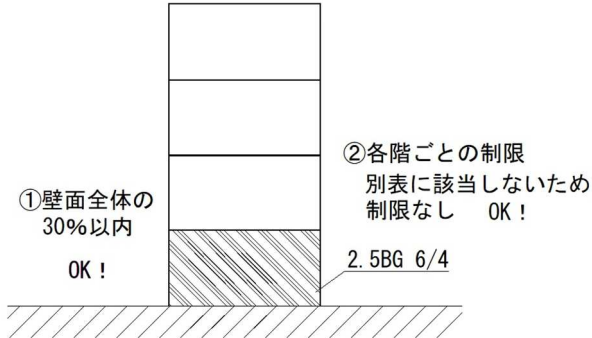
参考：商業系地域・中高層建築物 (4 階建以上)

(1・2 階)

(3 階以上)



・ 色彩基準の参考事例 Q&A

<p>Q. レンガの透かし積みを用いた外壁を計画していますが、景観基準の色彩に不適合となりますか？</p>	<p>A. レンガは前ページの 3) 着色されていないコンクリートなどと同様に扱います。このように材料の素地色を活かしたものは色彩基準の適用外となりますので、使用に制限はありません。</p>
<p>Q. 木目調パネルや擬木、アルミルーバー等も材料の素地色として基準の適用外になりますか？</p>	<p>A. これらの加工建材は、着色を行った建材として色彩基準が適用されます。マンセル値を確認し、基準の使用範囲内に収まるようご計画ください。</p>
<p>Q. 2.5BG 6/4 の色彩を 4 階建ての建物の 1 階部分の全面に使用したいのですが基準に当てはまりますか？</p> 	<p>A. 計画の色彩は基調色から外れているため、使用できる割合に制限がかかります。</p> <p>原則として、基調色以外の色は壁面全体の30%以内に収めなければなりません。また、前ページの別表に該当する色の場合は各階ごとの制限も加わります。</p> <p>建物の1階の場合、前ページ別表中のA 全ての階についての制限を確認します。2.5GB 6/4 は明度が6、彩度が4の有彩色となるため、別表Aの(1),(2)のどちらにも当てはまりません。そのため、各階ごとの制限はありません。</p> <p>壁面全体の30%以内という制限のみ該当しますので、各面で見付面積の30%以内に収まっていれば、問題ありません。</p>
<p>Q. 7.5R 5/8 の色彩を6階建ての建物の3階以上の部分の全面に使用したいのですが、基準に当てはまりますか？</p>	<p>A. 基調色から外れているため、壁面全体の30%以内に収めなければなりません。また、各階の制限の確認が必要です。</p> <p>3階以上のため、別表のA、イ両方を確認します。明度5、彩度8の有彩色で別表Aの(2)、イの(1),(2)に該当します。</p> <p>複数の項目に当てはまる場合は一番厳しい基準が適用されることとなります。</p> <p style="text-align: right;">→つづく</p>

<p>Q. 7.5R 5/8 の色彩を6階建ての建物の3階以上の部分の全面に使用したいのですが、基準に当てはまりますか？</p>	<p>A. イの(1)より各面の各階における10%（住居系地域の場合は5%）以内に収めなければなりません。 基準に適合するよう、色彩の変更や面積を低減するなど再検討をお願いします。</p>
--	--